

特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会
入会金及び会費規則

第1条 定款第8条において、別に定めるとした入会金及び会費を下表に示す。

区 分	入会金	年会費	摘 要
正会員	個人	1万円 ただし、右欄該当者は 1万円	10万円 ただし、右欄該当者は 1万円 所属企業が当協会会員である者、学識経験者とこれに準ずる者、研究会活動に顕著な実績がある者の年会費は1万円。学識経験者の入会金は免除する。
	団体	10万円	30万円 ただし、新規入会団体については、当面の間 初年度 10万円 2年度 20万円 3年度以降 通常年会費 所属する社員等は、何方も研究活動等に参画できる
賛助会員	個人	なし	1万円（何口でも） ただし、右欄該当者は 免除 地方公共団体、廃棄物に関わる団体の常勤職員は会費を免除する。
	団体	なし	10万円（何口でも） ただし、右欄該当者は 免除 地方公共団体、廃棄物に関わる団体は会費を免除する。
特別会員	なし	なし	当協会の事業に特別に功労のあった者
学術協力会員	個人	なし	なし 当協会の研究活動の指導等を行う者

第2条 この規則の改廃は運営委員会が起案し、理事会の議決による。
ただし、入会金及び年会費の改定は総会の議決による。

定款附則Ⅱの削除に伴う規則制定 平成30年9月18日
改定履歴
2025年9月2日改正